

酒々井町公式 Instagram アカウント運用方針

1 趣旨

この運用方針は、酒々井町（以下「町」という。）が運用する公式 Instagram アカウント（以下「当アカウント」という。）を広報媒体として利用し、町の美しい風景やイベントなどの魅力を町内外に向けて広く発信するため、そのアカウントの運用に関し必要な事項を定めるものです。

2 アカウント情報

アカウント名：酒々井町

ユーザーネーム：shisui_town

3 アカウントの管理等

- (1) 当アカウントによる投稿その他運用の管理は、文化観光課が行い、運営管理責任者を文化観光課長とします。
- (2) 当アカウントのなりすましによる誤情報の流出等を防ぐため、町ホームページにリンクを明示し、相互性をもたせるものとします。

4 運用時間

原則として開庁時間内（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分）に投稿します。ただし、この時間帯以外にも必要に応じて投稿する場合があります。

5 投稿

- (1) 美しい風景やイベントなど、町の魅力を伝えることに資するものを投稿します。
- (2) いいね、コメント、シェア、ダイレクトメッセージは、原則として使用しません。
- (3) 当アカウントへのコメントやダイレクトメッセージがあった場合は、原則として回答しません。
- (4) 情報を広く発信するため、ハッシュタグを積極的に使用します。
- (5) 「#しすいいね」のハッシュタグを使用して投稿します。利用者から同ハッシュタグを付けて投稿された画像等は、投稿者の了解を得たものとして、町の魅力を表現すると認められるものを厳選して紹介する場合があります。

6 フォロー

- (1) 当アカウントへのフォローは、原則として拒否しないものとします。
- (2) 当アカウントからフォローを行うことがあります。フォロー先のアカウントを町が保証するものではありません。

7 禁止事項

当アカウントの運用に当たり、次の事項に該当すると運営管理責任者が判断したコメント等がなされたときは、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除、ブロックする場合があります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、町又は第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (7) 町を含む他者になりすますもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を特定、開示、漏えいするなど、個人のプライバシーを害するもの
- (10) Instagram の利用規約に反するもの
- (11) その他、当アカウントの運営上、他人に不利益を与えるなど、運営管理責任者が不相当と判断したもの

8 知的財産権

- (1) 当アカウントに掲載する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産（特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等全ての権利）は、町もしくは町以外の原著作者等に帰属します。
- (2) 当アカウントの内容について、私的使用のための複製や著作権法上認められた場合を除き、無断で複製、転用することはできないものとします。

9 免責事項

- (1) 町は、当アカウントの情報を用いて利用者が行う一切の行為について、いかなる責任も負いません。
- (2) 町は、当アカウントの掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 町は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任を負いません。
- (4) 町は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 町は、上記免責事項のほか、当アカウントに関連する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) 町は、予告なく投稿内容の変更、削除をすることがあります。
- (7) 町は、予告なく運用方針の変更、当アカウントを停止・終了することがあります。

10 個人情報

- (1) 町は、個人情報について、法の規定に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとします。
- (2) 町は、当事者の意思によるものを除くほか、当アカウントを通じて個人情報を収集しません。

附則

この運用方針は、令和6年6月1日から施行する。